

厚生労働省
群馬労働局発表
平成30年6月29日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 大村悦男
課長補佐 飯泉幸男
産業安全専門官 鈴木淳
(電話) 027-896-4736

平成30年(1月～5月)の労働災害発生状況

－ 死傷者数 737 人・死亡者数 8 人 －

1 平成30年の労働災害の発生状況

(資料1:「平成30年労働者死傷病報告受理件数表」、及び資料2:「平成30年死亡災害事例」)

群馬労働局管内における平成30年の労働災害による休業4日以上¹の死傷者数は、1月から5月までの累計で737人、そのうち死亡者数は8人となっています。

昨年同期と比較すると、次のような特徴が見られます。

- ・死傷者数は47人増加(昨年同期の690人より6.8%増加)
- ・死亡者数は1人増加(昨年同期は7人)
- ・業種別では製造業で死傷者数が43人増加(昨年同期の214人より20.1%増加)
- ・建設業においては、「墜落・転落」で死傷者数が12人増加(昨年同期の20人より32人に増加)
- ・熱中症による災害は発生していません。

2 労働災害の防止に向けた取組

- ・建設業の「墜落・転落」災害を防止するため、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開し、集団指導等あらゆる機会をとらえ、リーフレットの配布等により安全意識の高揚に努めます。(参考資料:「No more! 墜落・転落災害 @建設現場」)
- ・全国安全週間(7/1から7/7)及び群馬産業安全衛生大会の周知広報を実施し、安全意識の高揚を図ります。
- ・「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を9月まで展開中です。

平成30年 労働者死傷病報告受理件数表

資料1

平成30年5月末現在
群馬労働局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製造業		1						1	2	3	-1
		44	82	20	80	13	15	3	257	214	43
食料品製造業		11	28	2	15	4	2		62	65	-3
鉱業										1	-1
建設業		3							3		3
		23	17	8	13	7	6	2	76	70	6
木造家屋等建築工事		4	6		1		2		13	11	2
運輸交通・貨物取扱業			1						1	1	
		23	44	7	26	2	7	1	110	101	9
道路貨物運送業		22	39	6	22	2	7		98	89	9
林業										1	-1
		2	1	1		1	1	1	7	16	-9
上記以外の事業					2				2	2	
		64	102	19	51	20	17	14	287	288	-1
卸売業・小売業		20	29	5	23	2	4	5	88	94	-6
通信業		5	8	1	1	1	2	1	19	21	-2
医療保健業・ 社会福祉施設		10	22	2	6	7	6	3	56	53	3
旅館・ホテル業		1	5		1	1		3	11	7	4
計		4	1		2			1	8	7	1
		156	246	55	170	43	46	21	737	690	47
前年同期		1	1	1	2		1	1	7		
		141	269	48	143	40	29	20	690		
増減		3		-1			-1		1		
		15	-23	7	27	3	17	1	47		

災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
転倒災害	48	47	13	38	13	12	9	180	161	19
墜落・転落災害	27	41	12	22	10	10	2	124	116	8
動作の反動、 無理な動作災害	24	34	6	25	3	6	3	101	72	29
建設機械災害	2	2		2				6	11	-5
外国人の災害	3	10	2	19	2	1	1	38	33	5
公共工事の災害	4	1		2		1		8	11	-3
交通労働災害	6	1	6	10		3	1	43	55	-12
荷主先災害	7	21	1	6	1	2		38	47	-9

- 注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。
 2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
 3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

平成30年 死亡災害事例（建設業以外）

資料2

平成30年5月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	2月 13時頃 16人	50歳代 男 作業員	コンクリート二次製品の出荷前作業で使用する機械を清掃していたところ、機械と機械可動部（プッシャー）の間に身体をはさまれ、死亡した。	窯業土石製品製造業	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械
2	3月 12時頃 24人	50歳代 男 作業員	ガラス繊維製のタテ糸を直径10.5cmの鉄心（ビーム）に巻く作業において、手が糸とともに巻き込まれ、死亡した。	その他の製造業	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械
3	3月 10時頃 12人	30歳代 男 工場長	スクラップベアリングプレスのピット内（スクラップを圧縮成形する箇所）に立ち入り、詰まったスクラップ材を取り除いていたところ、当該プレスが起動し、蓋が閉まり、ピット内にいた被災者がはさまれ、死亡した。	その他の廃棄物処理業	はさまれ・巻き込まれ	その他の金属加工機械
4	3月 11時頃 3人	70歳代 男 警備員	県道の橋上において、橋継ぎ部等の改修工事に伴い車線規制が行われ、車線規制の中程路側帯で交通誘導を行っていた被災者が、前方不注意の乗用車に跳ね飛ばされ、その勢いで欄干（高さ93cm）を乗り越えて約9m下の河川中州（根固めブロック上）に墜落した。	警備業	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク
5	3月 17時頃 68人	50歳代 男 運転手	高速道路上において、大型トラックが、渋滞により減速した大型観光バスに追突し、トラック運転手が死亡した。	道路貨物運送業	交通事故（道路）	トラック

平成30年 死亡災害事例（建設業）

平成30年5月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 店社人数・現場人数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	発注者	事故の型別	起因物別
1	1月 10時頃 3人	60歳代 男 大工	歩み板等のない屋根上で古いポリカーボネート波板を剥がす作業をしていたところ、波板を踏み抜き、約3.7m下の浄化槽に墜落しておぼれ溺死した。	民間	おぼれ	屋根
2	2月 16時頃 70人	60歳代 男 作業員	太陽光発電設備の造成工事現場において、立木の伐採作業に従事していた被災者が、胸高直径28cmの伐倒木の下敷きになっているのを発見された。	民間	崩壊・倒壊	立木等
3	4月 14時頃 50人	20歳代 男 管理者	機械用の空調機ユニット（縦3.8m×横1.6m×高さ2.6m、重さ2.9t）を、2個の台車を用いて4人で手押し運搬中、手元で監督員として誘導作業をしていた被災者の方向に同ユニットが倒れ、下敷きになり死亡した。	民間	崩壊・倒壊	機械装置

No more! 墜落・転落災害 @建設現場

「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」

群馬県内での建設業における墜落・転落による死亡災害は、平成25年から平成30年4月までに15件発生し、死亡災害の53.6%を占めており憂慮すべき状況です。

墜落・転落した箇所は、屋根・梁等が7件、はしご・脚立、建築物・構築物がそれぞれ3件、足場が2件となっています。

屋根からの墜落では、7件中5件が踏み抜きであり、歩み板等の設置を行っていれば防げた災害です。

各現場において、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開し、全員参加の取組を推進しましょう。

【全国での建設業における労働災害の発生状況】

図1 死亡災害の事故の型別内訳(平成29年)

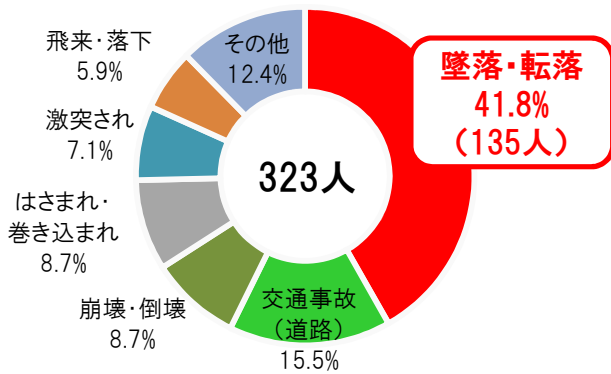
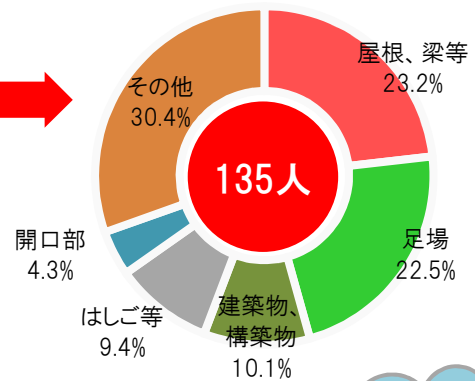


図2 墜落・転落災害の発生箇所(平成29年)



建設現場では、a～iの実施事項(基本事項)を要確認

それぞれの事項を確認して、□にチェック!
※裏面も参照してください。

<input type="checkbox"/>	a. 作業床の設置	高さ2m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	b. 手すり等の設置	高さ2m以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	c. 安全帯の使用	梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の揚げ降ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、安全帯を使用させましょう。
<input type="checkbox"/>	d. 踏み抜き防止措置	スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	e. 足場からの墜落防止措置	足場(一側足場を除く)には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
<input type="checkbox"/>	f. 足場の点検の実施	毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
<input type="checkbox"/>	g. 作業主任者の選任	高さ5m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任しましょう。
<input type="checkbox"/>	h. 特別教育の実施	足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
<input type="checkbox"/>	i. 安全衛生教育	労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用など不安全行動が生じないよう、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。



墜落・転落災害防止の更なる取組を！！

墜落・転落災害を防止するためには、法令に定める措置(表面に記載した a～i の基本事項)を講ずるだけでなく、より安全な作業環境を形成していくことが重要です。
「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を契機として、以下に示す取組も進めていきましょう。

本足場を設置していても「より安全な措置」等に取り組みましょう

安全性が高い本足場であっても、墜落・転落災害は少なからず発生しています。

災害の例としては、①荷の上げ下ろしのために足場に一時的な開口部を設けたところ、そこから墜落した、②筋交いの隙間や中さんの下方から身を乗り出した際に墜落した、③足場の組立・解体時に、手すり等のない足場最上部から墜落した、など多岐にわたっています。

本足場を設置することで、高所作業の安全性は高まりますが、それだけでは完全に墜落・転落災害を防止することはできません。このため、**厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」等として、以下の3点を推奨しています。**

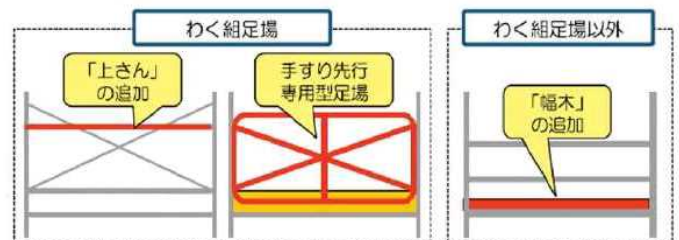
1: 上さん・幅木などの設置

○わく組足場の場合

- ・法定の措置に加え「上さん」を設置すること。
- ・「手すり先行専用型足場」を設置すること。

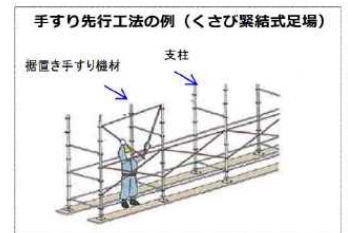
○わく組足場以外の足場の場合

- ・法定の措置に加え「幅木」を設置すること。



2: 手すり先行工法、及び「働きやすい安心感のある足場の採用

「手すり先行工法等に関するガイドライン」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立等を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。※厚生労働省ホームページに掲載。



3: 足場等の安全点検の確実な実施

足場の組立て・変更時等の点検は、十分な知識・経験がある者によって、チェックリスト※に基づいて行うこと。

※厚労省ホームページに掲載「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(別添:「より安全な措置」等について)」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkuyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>

その他(はしご・脚立、屋根の上など)の防止対策もご確認ください

はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策

はしご、脚立等からの墜落・転落災害は、特に高齢者で多くなっています。はしごからの墜落・転落災害の防止は、**はしごと地面の角度が75°となるように、はしごを上方で固定することが安全使用の基本**となります。※詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」参照(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf>)。

屋根の上などでの墜落・転落災害防止対策

狭い敷地等にある家屋の屋根上における作業等では、足場の設置が困難な場合があります。このような作業では、**親綱を屋根下方から張り、屋根上で安全帯を使用できるようにする**ことで墜落・転落災害の防止を図ることができます。

※詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を参照(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/140526-1-0.pdf>)。